

令和6年度

定期監査(前期)結果報告書

笠岡市監査委員

笠 監 第 8 7 号

令和6年9月12日

笠岡市長 栗尾典子 殿
笠岡市議会議長 大月隆司 殿
笠岡市教育委員会 殿

笠岡市監査委員 中西尚子
同 藤井義明

令和6年度定期監査(前期)の結果について(報告)

笠岡市監査基準第18条第2項及び地方自治法第199条第1項,第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので,同基準第31条第1項及び同法第199条第9項の規定により,その結果に関する報告を提出します。

～ 目 次 ～

1	監査の期間及び対象	1
2	監査の範囲及び方法	1
3	監査の結果	2
(1)	小学校・中学校	3
(2)	幼稚園	7
(3)	出張所	9
(4)	恵風荘	10
(5)	診療所	11
(6)	学校給食センター	13
(7)	公民館	15

(注) 諸表中の金額は、原則として表示の1桁下位を四捨五入した。
このため計数が一致しない場合がある。

1 監査の期間及び対象

令和6年6月27日から令和6年7月11日までの間、次のとおり実施した。

実施の日	監査の対象	実施の日	監査の対象
令和6年6月27日	六島診療所 六島小学校 六島公民館	令和6年7月9日	北木島出張所 北木公民館 北木小学校 北木西幼稚園 北木西公民館
令和6年7月3日	恵風荘 城見小学校 陶山小学校		令和6年7月10日
令和6年7月4日	神内小学校 神島公民館 笠岡東公民館	令和6年7月11日	新山公民館 大井小学校 学校給食センター

2 監査の範囲及び方法

令和5年度における財務に関する事務並びに施設、備品及び防災に関する事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、併せて小学校、中学校、幼稚園（以下「学校等」という。）における徴収金の集金方法・管理等及び準公金に重点を置いて実施した。実施に当たっては、事前に監査資料の提出を求め、関係諸帳簿を確認・点検するとともに実地監査のほか関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

また、前回の定期監査で改善等指摘した事項が適正に処理されているかどうかについても留意し、監査した。

3 監査の結果

財務に関する事務については、関係法令、条例、規則及び予算に準拠し、おおむね適正に執行されていると認められた。

備品については、今回の監査対象期間中に購入した備品を中心に、抽出により監査した結果、備品の配置場所の確認や備品台帳の整理等が必ずしも適切に行われていないものが見受けられた。笠岡市物品管理規則により、適切な備品管理に努められたい。

防災関係については、各施設において防災計画等が作成され、避難訓練・安全指導が行われていた。今後とも継続した取組により緊急時の安全確保に努められたい。

学校徴収金については、おおむね適切に管理されていた。陸地部の学校においては、口座振替方式での徴収が導入されている一方で、島しょ部においては、現金での徴収がなされている。引き続き、笠岡市立小中学校徴収金等取扱要項に基づき、学校徴収金の適正かつ効率的な管理・執行及び保護者負担の適正化を図ることに努められたい。

準公金については、学校給食センターと公民館においては、会計処理の方法及び決算関係書類等については一部に笠岡市準公金取扱要綱の規定どおりに行われていないものが見受けられた。同要綱の規定に従い、適正な処理に努められたい。

北木島出張所において、公金の一時保管及び送達の状態の監査を行ったところ、適切に管理及び処理されていた。

前回の定期監査で指摘した事項は、改善措置がなされ、おおむね適切に対応されていた。

なお、軽微な注意事項については、関係者に改善指導したので記述を省略した。

(1) 小学校・中学校

小学校 14 校，中学校 7 校（組合立小北中学校は含まない）の児童・生徒数及び監査対象別の児童・生徒数の推移は次のとおりで，減少傾向にある。令和元年度から白石小学校，令和 2 年度から北木中学校，令和 4 年度から真鍋小学校と白石中学校が休校となっている。令和 5 年度から今井小学校が笠岡小学校へ統合して廃校となり，施設数は 1 か所減少している。

児童・生徒数の推移

[小学校]

	学校数	男	女	計	指数
令和 2 年度	16	1,045	1,017	2,062	100
令和 3 年度	16	1,021	996	2,017	98
令和 4 年度	15	989	938	1,927	93
令和 5 年度	14	950	906	1,856	90
令和 6 年度	14	917	895	1,812	88

[中学校]

	学校数	男	女	計	指数
令和 2 年度	8	502	449	951	100
令和 3 年度	8	459	458	917	96
令和 4 年度	7	459	492	951	100
令和 5 年度	7	466	465	931	98
令和 6 年度	7	467	453	920	97

※ 各年度の 5 月 1 日現在（学校数には休校を含まない。）

※ 指数は，令和 2 年度を 100 とする。

児童・生徒数の推移（監査対象別）

〔小学校〕

校名	年度	男 (人)	女 (人)	計 (人)	指数	校名	年度	男 (人)	女 (人)	計 (人)	指数
金浦	令 2	109	92	201	100	神内	令 2	65	40	105	100
	令 3	99	100	199	99		令 3	70	42	112	107
	令 4	94	96	190	95		令 4	66	40	106	101
	令 5	88	99	187	93		令 5	55	37	92	88
	令 6	88	96	184	92		令 6	64	36	100	95
城見	令 2	64	71	135	100	北木	令 2	3	5	8	100
	令 3	62	76	138	102		令 3	3	3	6	75
	令 4	58	67	125	93		令 4	3	2	5	63
	令 5	60	56	116	86		令 5	3	1	4	50
	令 6	60	53	113	84		令 6	3	1	4	50
陶山	令 2	24	15	39	100	六島	令 2	2	1	3	100
	令 3	22	13	35	90		令 3	1	0	1	33
	令 4	19	11	30	77		令 4	1	0	1	33
	令 5	19	10	29	74		令 5	1	0	1	33
	令 6	17	7	24	62		令 6	1	1	2	67
大井	令 2	100	92	192	100						
	令 3	94	88	182	95						
	令 4	93	80	173	90						
	令 5	80	67	147	77						
	令 6	83	71	154	80						

〔中学校〕

校名	年度	男 (人)	女 (人)	計 (人)	指数
金浦	令 2	112	92	204	100
	令 3	104	89	193	95
	令 4	98	88	186	91
	令 5	98	87	185	91
	令 6	94	94	188	92

※ 各年度の5月1日現在

※ 指数は、令和2年度を100とする。

ア 施設について

施設は、適切に維持管理されていた。引き続き、児童・生徒の安全確保のため、補修又は改良を要する箇所については、早急に対応されたい。

イ 備品について

備品については、今回の監査対象期間中に購入した備品を中心に、抽出により監査した結果、備品の配置場所が備品台帳の記載と整合していないなど、備品台帳の整理等が必ずしも適切に行われていないものが見受けられた。笠岡市物品管理規則に準じて、適切な備品管理に努められたい。

ウ 防災について

各学校では毎年防災計画（火災対策，地震・津波対策，不審者侵入対策）を策定し，避難訓練を学期ごとに行うなど，積極的に取り組んでいる。引き続き，災害時の対処方法を関係者に周知し，保護者や地域住民，関係機関との連携に努め，不測の事態に備えられたい。火災報知器・消火器については，定期的に点検し，適切に整備・管理されていた。

なお，島しょ部の学校では，休日・夜間の防災管理において，陸地部と同等の防災管理の実施が困難であるため，防災管理体制について注意されたい。

エ 予算等事務について

予算の執行及び諸帳簿の整理は，おおむね適正に処理されていた。

なお，小学校における配当予算の執行状況において，一部に予算費目の執行誤り等が見られた。また，配当予算の執行時には，教育委員会において各小学校の予算配当額と予算費目との照合に留意されたい。

教育委員会から監査対象の学校に配当された令和5年度予算の執行状況は，次のとおりである。

令和5年度 学校管理費配当予算執行状況

学 校 名	学校配当分（小学校）			児童1人当たりの支出済額
	予算配当額	支出済額	執行率	
	千円	千円	%	円
金浦小学校	2,363	2,362	100.0	12,837
城見小学校	2,002	1,851	92.4	16,378
陶山小学校	1,121	1,117	99.6	46,525
大井小学校	2,176	1,915	88.0	13,299
神内小学校	1,734	1,732	99.9	17,325
北木小学校	828	620	74.8	154,911
六島小学校	639	571	89.4	285,420

学 校 名	学校配当分（中学校）			生徒1人当たりの支出済額
	予算配当額	支出済額	執行率	
	千円	千円	%	円
金浦中学校	2,678	2,547	95.1	13,550

※ 需用費・役務費・備品購入費（図書購入費）である。

オ 学校徴収金の徴収及び管理について

学校等徴収金の会計事務については，学校給食費や学級費などはおおむね適正に処理されていた。

学校徴収金の徴収状況については，令和2年度に陸地部の全学校等において口座振替方式に移行した。これにより，振替不能の場合には現金集金となるものの，保護者及び徴収金担当者は現金集金方法に内在するリスクや煩雑な事務処理から解放された。なお，島しょ部の学校では児童・生徒数が少なく，また金融機関も限られることから口座振替方式への移行は進んでいない。

引き続き，笠岡市立小中学校徴収金等取扱要項に基づき，学校徴収金の適正かつ効率的な管理・執行及び保護者負担の適正化を図ることに努められたい。

(2) 幼稚園

幼稚園の園児数及び監査対象の園児数の推移は次のとおりで、出生数の減、共働き世帯の増、幼保連携型認定こども園化などにより、園児数は減少している。令和4年度から富岡幼稚園はひまわり認定こども園に、令和6年度から笠岡幼稚園はにじいろ認定こども園に移行している。令和3年度末で白石幼稚園、令和5年10月から今井幼稚園、令和5年度末で金浦・陶山・大井・尾坂・横江・大島幼稚園が廃園した。令和3年度から休園していた北木西幼稚園は令和5年度に再開し、市内唯一の幼稚園である。

園児数の推移

	園数	男	女	計	指数
令和2年度	9	人 55	人 57	人 112	100
令和3年度	7	52	42	94	84
令和4年度	4	17	17	34	30
令和5年度	5	20	15	35	31
令和6年度	1	0	1	1	1

※ 各年度の5月1日現在（園数には休園を含まない。）

※ 指数は、令和2年度を100とする。

園児数の推移（監査対象）

園名	年度	男 (人)	女 (人)	計 (人)	指数
北木西	令2	1	1	2	100
	令3	0	0	0	—
	令4	0	0	0	—
	令5	0	1	1	50
	令6	0	1	1	50

※ 各年度の5月1日現在

※ 指数は、令和2年度を100とする。

ア 施設について

施設は、適切に維持管理されていた。引き続き、園児の安全確保のため、補修又は改良を要する箇所については、早急に対応されたい。

イ 防災について

北木西幼稚園では、毎年防災計画（火災対策、地震・津波対策、不審者侵入対策）が策定され、ほぼ毎月避難訓練を実施するなど、積極的に安全指導に取り組まれている。引き続き、災害時の対処方法を関係者に周知し、保護者や地域住民、関係機

関との連携に努め、不測の事態に備えられたい。

火災報知器・消火器については、定期的に点検し、適切に整備・管理されていた。

ウ 予算等事務について

予算の執行及び諸帳簿の整理は、おおむね適正に処理されていた。

こども育成課から監査対象の幼稚園に配当された令和5年度予算の執行状況は、次のとおりである。

令和5年度 幼稚園費配当予算執行状況

幼稚園名	学校配当分（幼稚園）			園児1人当たりの支出済額
	予算配当額	支出済額	執行率	
	千円	千円	%	円
北木西幼稚園	164	131	80.0	130,979

※ 需用費・役務費・備品購入費（図書購入費）である。

エ 学校徴収金の徴収及び管理について

学校等徴収金の会計事務について、給食費などはおおむね適正に処理されていた。

幼稚園徴収金の徴収状況については、児童数が少ないことから口座振替方式への移行は進んでいない。徴収金担当者は現金集金方法に内在するリスクや現金の管理には留意されたい。

引き続き、笠岡市立小中学校徴収金等取扱要項に基づき、学校徴収金の適正かつ効率的な管理・執行及び保護者負担の適正化を図ることに努められたい。

(3)出張所

ア 予算の執行について

予算の執行，諸帳簿等関係書類は，おおむね適正に処理されていた。

なお，令和5年度における北木島出張所の公金の収納状況は次のとおりである。

出張所	戸籍住民登録等手数料	し尿収集券販売	市税，介護保険料等	水道料金	その他	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
北木島 出張所	56	1,530	3,671	168	343	5,769

※ その他は，へき地集会所地元負担金・施設使用料などである。

イ 郵券受払簿，自動車運転手帳等管理状況について

北木島出張所において，郵券受払簿，自動車運転手帳の管理状況を監査した結果，おおむね適切に保管・管理されていた。引き続き，適切に管理されたい。

ウ 公金の一時保管及び送達の取扱いについて

各出張所で取り扱う現金については，適切に管理されていた。引き続き，笠岡市会計規則に準じて適切に管理されたい。

北木島出張所管内の人口の推移は次のとおりである。

出張所管内人口の推移

区分 (所管区域)	年度	男 人	女 人	計 人	65歳以上の人口			高齢化 率 %
					男 人	女 人	計 人	
北木島出張所 (北木島町)	令和元	317	410	727	214	319	533	73.31
	令和2	299	383	682	202	302	504	73.90
	令和3	286	360	646	197	286	483	74.77
	令和4	270	346	616	183	276	459	74.51
	令和5	254	318	572	177	259	436	76.22

(注) 各年度の3月31日現在

(4) 恵風荘

身体上又は精神上不自由があり日常生活を営むことが困難な人に対して生活扶助が行われている。令和6年4月1日現在、35名（男性21名，女性14名）が入所しており，入所者数の推移は次のとおりである。

入所者数の推移

(単位：人)

項目	年度				
	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
定員	50	50	50	50	50
新規入所者数	2	5	3	2	4
退所者数	6	5	2	2	2
年度末入所者数	32	32	33	33	35

ア 施設について

施設については，適切に管理されていた。

イ 備品について

備品については，今回の監査対象期間中に購入した備品を中心に，抽出により監査した結果，備品台帳の整理等が必ずしも適切に行われていないものが見受けられた。笠岡市物品管理規則に準じて，適切な備品管理に努められたい。

ウ 防災について

防災については，消防計画に基づき，避難訓練を計画的に実施していた。火災報知器・消火器は，定期的に点検し，適正に整備・管理されていた。

エ 予算の執行等について

予算の執行及び予算に関する諸帳簿の整理は，おおむね適正に処理されていた。また，給食材料の受払いについても，適正に処理されていた。

(5) 診療所

【六島診療所】

ア 施設概要について

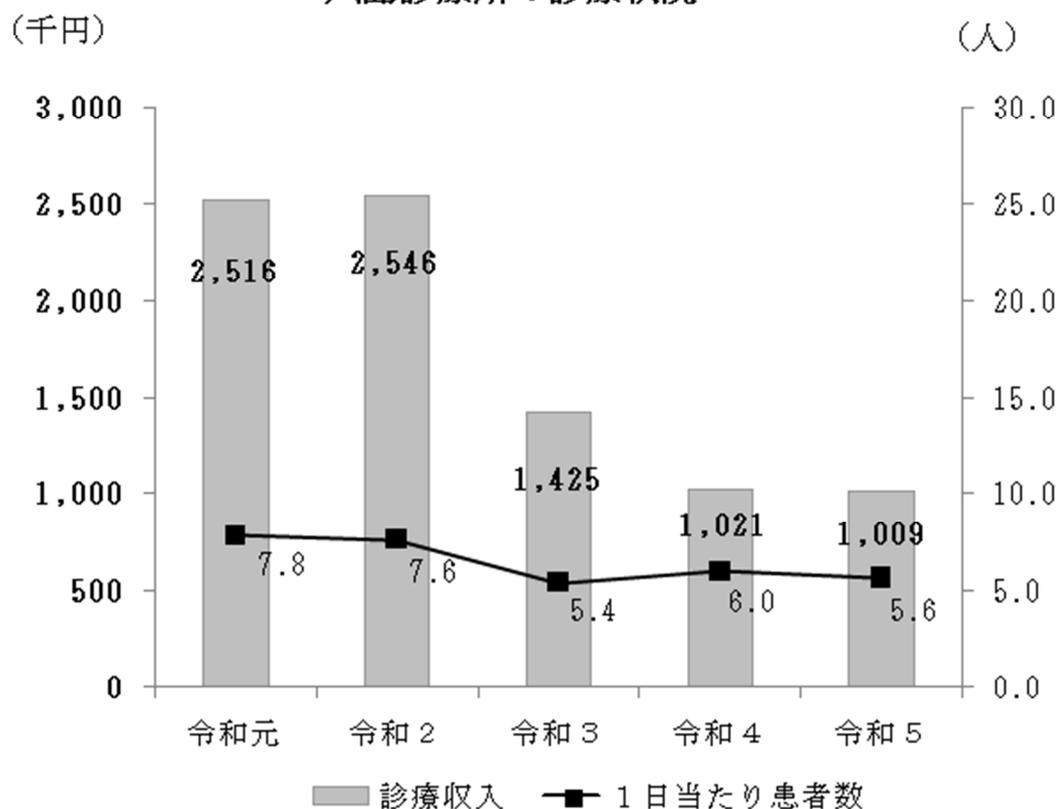
診療業務を委託している笠岡市立市民病院からの派遣医師により、内科の診療が月2回行われている。令和5年度の診療収入は100万円で、前年度から1万円減少している。1日当たりの患者数は5.6人で、前年度から0.3人減少している。

年間の診療日数、利用患者数及び診療収入の推移は、次のとおりである。

六島診療所の診療状況

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
診療日数(日)	24	24	23	24	24
利用患者数(延人)	187	182	124	143	135
1日当たり患者数(人)	7.8	7.6	5.4	6.0	5.6
診療収入(千円)	2,516	2,546	1,425	1,021	1,009

六島診療所の診療状況



イ 備品について

備品については、今回の監査対象期間中に購入した備品を中心に、抽出により監査した結果、備品シールの添付がないなど、適切に管理されていないものが見受けられた。笠岡市物品管理規則に準じて、適切な備品管理に努められたい。

ウ 予算の執行について

予算の執行及び予算に関する諸帳簿の整理は、おおむね適正に処理されていた。

(6) 学校給食センター

ア 施設について

給食配送の対象となるのは島しょ部を除く市内小・中学校（組合立小北中学校を含む）で、新施設に移動した平成30年5月以降は、幼稚園にも提供している。

年間総提供数は、新型コロナウイルス感染対策により令和3年度までは増加したものの、児童生徒数の減少により、令和4年度は前年度に比べ26,209食、令和5年度は前年度に比べ19,856食減少している。

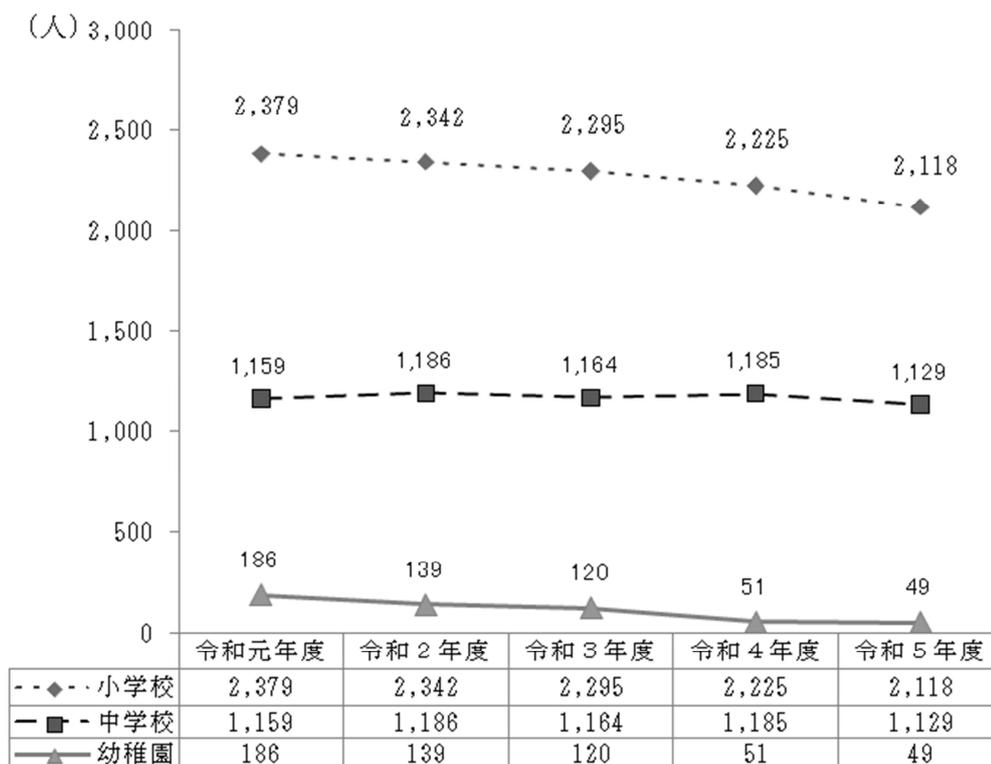
給食の対象人数と年間総提供数

	小学校		中学校		幼稚園		提供人数計 (人)	年間総提供数 (食)
	児童 (人)	教職員 (人)	生徒 (人)	教職員 (人)	園児 (人)	教職員 (人)		
令和元年度	2,098	281	1,034	125	150	36	3,724	640,993
令和2年度	2,049	293	1,028	158	110	29	3,667	667,853
令和3年度	2,008	287	1,009	155	94	26	3,579	676,920
令和4年度	1,921	304	1,026	159	34	17	3,461	650,711
令和5年度	1,851	267	999	130	34	15	3,296	630,855

※給食対象人員は、各年度5月1日現在

なお、令和5年度の1日当たりの給食配送数は、小学校12校で2,118食、中学校7校で1,129食、幼稚園4園で49食である。

給食対象人員の推移



※ 各年度の5月1日現在

イ 備品について

備品については、今回の監査対象期間中に購入した備品を中心に、抽出により監査した結果、備品台帳が保管されていないなど、適切に行われていないものが見受けられた。笠岡市物品管理規則に準じて、適切な備品管理に努められたい。

ウ 防災について

消火器は、定期的に点検し、適正に整備・管理されていた。

エ 予算の執行等について

予算の執行及び予算に関する諸帳簿の整理は、おおむね適正に処理されていた。

オ 準公金について

学校給食物資の支払に係る給食費の実費徴収金などについては、上司の検査を年2回以上受けていないもの、収支決算書の幹事による確認が同書作成日以前の日付となっているものなどが見られた。引き続き、笠岡市準公金取扱要綱に従い適切に管理されたい。

(7) 公民館

ア 管理運營業務について

各地区公民館の管理運營業務は地区公民館管理運営組織（以下、管理運営組織）に業務委託している。委託契約書における業務内容は、公民館の施設・設備の管理保全、公民館事業の振興及び公民館の使用料の収納事務である。

令和5年度の全地区公民館20館の管理運營業務委託料は、変更契約後の最終が1,551万円で、前年度から12万円（0.8%）増加している。

公民館管理運營業務委託料 契約状況

	館数	契約金額				決算額	不用額 (戻入)
		当初	変更1	変更2	計		
	館	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	20	15,420	280	185	15,885	15,885	0
令和3年度	20	15,039	260	160	15,459	15,459	0
令和4年度	20	15,100	200	90	15,390	15,390	0
令和5年度	20	15,100	315	100	15,515	15,515	0

監査対象別の契約状況は次のとおりである。

令和5年度 公民館管理運營業務委託料 契約状況（監査対象別）

地区公民館名	契約金額				決算額	不用額 (戻入)	構成比
	当初	変更1	変更2	計			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
笠岡東公民館	1,453	0	0	1,453	1,453	0	9.4
金浦公民館	869	60	0	929	929	0	6.0
新山公民館	756	0	0	756	756	0	4.9
神島公民館	752	0	0	752	752	0	4.8
北木公民館	639	0	0	639	639	0	4.1
北木西公民館	714	0	0	714	714	0	4.6
六島公民館	616	0	0	616	616	0	4.0

管理運営組織においては、委託料から備品購入費用などにあてているもの、また、立替払や資金前渡による現金保管しているものがみられた。委託者と管理運営組織とにおいて委託業務の範囲について検討されたい。

また、管理運営組織への委託料の支払いについては、契約書では年2回払いとし、1回目の支払を4月末までの前金払としているが、年度当初の維持管理業務の費用及び公民館事業に係る費用の支出に窮することから、前年度委託料の残額を次年度

に繰越して、年度当初の支出にあてている。委託料本来の考え方からすれば、委託料は当年度内の業務に係る金額とすることが望ましく、委託料の残額の扱いについて検討が必要と考える。

なお、令和2年度から、地区公民館の公民館主事は笠岡市の会計年度任用職員として配置されているため、委託料の取扱いは笠岡市準公金取扱要綱の適用を受けるものとされる。事務処理にあたっては適正に行うことができるように研修等により指導されたい。なお、管理運営組織と公民館主事との業務区分については明確化を図る必要がある。

監査対象別の管理運営業務の決算状況は次のとおりである。

令和5年度 公民館管理運営業務 決算状況（監査対象別）

地区公民館名	前年度繰越金	当年度収入			当年度支出				当年度残金	次年度繰越金
		受託料	その他	合計	賃金等	需用費	その他	合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
笠岡東 公民館	10	1,453	41	1,505	849	363	285	1,498	7	7
金 浦 公民館	27	929	54	1,010	207	242	532	981	29	29
新 山 公民館	8	756	261	1,025	402	271	322	994	30	30
神 島 公民館	35	752	142	929	226	473	195	894	35	35
北 木 公民館	23	639	16	678	244	192	165	601	76	76
北木西 公民館	6	714	13	733	301	298	95	694	38	38
六 島 公民館	0	616	5	621	380	154	88	621	0	0

※ 収入のその他は、寄附金・雑収入などで、前年度繰越金と合わせて当年度収入合計に含んでいる

※ 支出のその他は、報償費・使用料及び賃借料・旅費・負担金補助金及び交付金・役務費などである

イ 防災について

消火器等は適切に保守管理されていた。引き続き関係機関・団体と連携し、利用者の安全確保に努められたい。

ウ 公金の一時保管及び送達の手続きについて

各公民館で扱う準公金については、おおむね適切に管理されていた。引き続き、笠岡市準公金取扱要綱に準じて適切に管理されたい。

エ 施設について

施設は、適切に維持管理されていた。

なお、施設の修繕は委託者において行うべきものであるが、当年度での予算配置

手続が適わないことから、管理運営組織において委託料から施設修繕しているものが見られた。今後、施設管理における業務区分について、委託者と管理運営組織との間で検討されたい。

オ 備品について

備品については、今回の監査対象期間中に購入した備品を中心に、抽出により監査した結果、物品管理規則に基づきおおむね適正に処理されていた。

なお、備品を別の公民館へ移管の際には適切に事務処理されたい。引き続き、笠岡市物品管理規則に基づき適切に購入及び管理されたい。